

No	194	平成30年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	介護保険サービス事業者第三者評価支援	開始年度	平成 15 年度	
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係	種別	一	
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長			
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する			
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する			
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実			

事業概要	
事業の目的	介護事業者が第三者評価を積極的に受審するよう支援し、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者が質の高いサービスを選択できる環境を整備します。
事業の対象	介護保険法第8条及び第8条の2に定める、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者
事業の概要	第三者評価の受審が義務となっていない、区内の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所を運営する法人に対し、第三者評価機関（東京都福祉サービス評価推進機構が認証）のサービス評価を受けた審査費用(上限60万円)を助成します。
根拠法令等	港区介護保険サービス第三者評価支援事業実施要綱

事務事業を取り巻く状況等

前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—		
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページや介護保険課及び高齢者相談センターの窓口で閲覧することにより、利用者が介護事業者を選ぶうえで参考となるため、今後も区民ニーズは高いと考えられます。		
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区で同様の事業を実施しています。		
コスト削減の工夫・余地	東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業により、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者は1/2、地域密着型サービス事業者は10/10の補助を受けて実施しています。		
委託の有無	なし	なし 一部委託 全部委託	
委託の内容	—		
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—		
事業の課題	第三者評価の受審については、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は義務となっていますが、その他の事業所は任意となっています。 介護サービスの質の向上を図り、利用者が質の高いサービスを選択できるように、制度の効果を広く周知し、受審事業所を増やす必要があります。		
次年度へ向けた事務の改善点	現在は、受審義務のある認知症高齢者グループホームや、地域密着型サービス事業者へ重点的に周知を行っていますが、その他の事業者で助成が可能な財源確保を検討します。		

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	5	介護事業者が介護保険サービス第三者評価を受審することにより、介護サービスの質の向上につながります。事業者の事業運営向上のため、区が実施する必要があります。
②事業の効果性	5	介護保険サービス第三者評価の結果を公表することで、事業の透明性を確保し、利用者が質の高いサービスを選択できます。
③事業の効率性	4	東京都の地域福祉推進区市町村包括補助事業を活用しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)					
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	介護保険サービス第三者評価は、介護サービス事業者が自らのサービス向上に役立てることができます。また、受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページや介護保険課及び高齢者相談センターの窓口で閲覧することにより、介護サービス利用者が事業者を選択するうえでの参考となります。今後も、受審事業者数を増加させるために、受審事業所の港区ホームページの掲載や、事業者説明会、実地指導で案内するなど、介護事業者への周知方法を工夫していきます。				

No	195	平成30年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	介護相談員派遣等事業	開始年度	平成 15 年度	
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係	種別	一	
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長			
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する			
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する			
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実			

事業概要	
事業の目的	介護保険法に規定する介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、サービス利用者の相談に応することにより、サービス利用者の疑問、不満又は不安を解消することで、サービスにかかる苦情を未然に防止するとともに、サービスの質的な向上を図ります。
事業の対象	介護保険法に規定する介護サービス利用者
事業の概要	<p>区民公募により選ばれた介護相談員が所定の養成研修を終了した後、下記の活動を行い施設と利用者との「橋渡し」を行います。</p> <p>〈活動内容〉</p> <ul style="list-style-type: none">(1) サービスに関する相談(2) 相談員の派遣を希望する区内の事業所又は施設への訪問(3) 派遣事業所等におけるサービスの実態把握(4) 派遣事業所等の行事への参加(5) 派遣事業所との意見交換(6) サービス利用者宅への訪問(7) 区や派遣事業所等へのサービス改善等の提言・助言(8) その他必要な活動
根拠法令等	港区介護相談員派遣等事業実施要綱

事務事業を取り巻く状況等

前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	利用者と施設の「架け橋」となることで、利用者の疑問や不安を解消し、問題の解決を図ることで利用者への安心につながっています。今後も要望は高いと考えられます。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	中央区・墨田区・台東区・豊島区・葛飾区・足立区の6区が実施しています。	
コスト削減の工夫・余地	人件費等事務経費については、平成23年度の包括外部監査の指摘を受け、平成24年度に社会福祉協議会常勤職員相当額から非常勤職員相当額の対応としたことで一定の改善が図れました。介護相談員の活動費等については、ボランティアとしての性格が強く削減の余地はありません。	
委託の有無	全部委託	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	介護相談員の募集から、必要な研修受講、活動費の支給、派遣事業所や区への報告等の全てを社会福祉協議会に委託しています。	
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	①相談員の資質向上につなげるため、港区社会福祉協議会とともに養成研修内容の充実を図っていく必要があります。 ②区民でもある相談員が聞き取った内容をもとに改善された事例について、結果をフィードバックすることで、ノウハウの蓄積を図るとともに、介護サービス改善への貢献度や満足度を向上させ、さらなる区民参画を推進する必要があります。	
次年度へ向けた事務の改善点	—	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	4	施設利用者の意見・要望等を把握し適宜改善に結び付けることで、施設サービスの質の向上に寄与しており、事業継続は必要です。
②事業の効果性	5	施設利用者の意見・要望等を施設・区に橋渡しすることにより、苦情申立に至るほど問題が大きくなることを防止します。また、利用者等が感じる不安・不満等の解消につながるとともに、相談員が気軽に声掛けをすることで、利用者の孤独感を解消することにも寄与します。
③事業の効率性	4	人件費について見直し、一定の改善を行いました。介護相談員の活動は、ボランティア活動的な要素が強く公益性があるため、港区社会福祉協議会に委託実施しており、効率性は高くなっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区民公募による介護相談員が、利用者や家族から直接不満や不安について相談に応じることにより、利用者の不満や不安を遮断しています。相談員が聞き取った要望等は施設等に橋渡しするだけでなく、区の事業者に対する指導や監督に生かすことで、介護サービスの改善や質の向上にも繋がっています。本事業につきましては、継続して実施していきます。 ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No | 196

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	介護サービス事業者振興事業	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係	種別	一
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	<p>介護事業者に対し、介護保険制度の動向やサービス改善のために必要な情報を伝えるとともに、介護事業者のサービスの質の向上を目指し、下記事業を実施します。</p> <p>①介護保険事業者説明会②ケアマネジャー研修③介護職のスキルアップ研修④介護サービス事業者管理者研修⑤サービス提供責任者等研修⑥施設ケアマネジャー研修⑦喀痰吸引等研修⑧介護(福祉)のしごと面接・相談会⑨介護サービス従事者永年勤続表彰</p>
事業の対象	<p>①区の被保険者にサービス提供を行う区及び近隣区の介護事業者 ②～⑦区の被保険者にサービス提供を行う区内及び近隣区の介護サービス事業所に勤務する介護職員 ⑧区内の介護サービス事業所及び介護(福祉)のしごとに従事する意向のあるもの ⑨区内の介護事業所に勤務する介護従事者</p>
事業の概要	<p>①介護事業者が円滑に事業運営できるよう、事業者説明会で情報提供を行います。 ②～⑦利用者が安心して介護サービスが受けられるよう、サービスの質の向上を目的にケアマネジャーや訪問介護員などの介護職員を対象とした職層に応じた研修を実施します。 ⑧「介護(福祉)のしごと面接・相談会」を開催し、区内の介護事業者的人材確保を支援します。 ⑨長年にわたり地域の高齢者の福祉増進のために、介護に従事した人をたたえることにより、介護職員のやりがいを引き出し、定着につなげます。</p>
根拠法令等	介護保険法・港区介護保険条例・港区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

事業の成果

指標	指標 1	面接・相談会来場者数			指標 2	研修参加数			指標 3	介護保険サービス事業者説明会参加事業者数			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率	
		平成28年度	150	99	66.0%	平成28年度	830	553	66.6%	平成28年度	400	286	71.5%
指標から見た事業の成果		平成29年度	100	49	49.0%	平成29年度	860	682	79.3%	平成29年度	400	402	100.5%
		平成30年度	100	—	—	平成30年度	830	—	—	平成30年度	400	—	—

事業費の状況(単位：千円)

事務事業を取り巻く状況等

前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	-		
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	介護人材の確保や介護サービスの質の向上は、高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実につながるものであり、介護サービス事業者振興事業の必要性は高くなっています。		
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	<p>「研修事業」は、東京都や他区で実施しています。 「介護のしごと面接・相談会」は、東京都、文京区・北区・江東区・世田谷区で実施しています。 「介護サービス従事者永年勤続表彰」は、荒川区、足立区で実施しています。</p>		
コスト削減の工夫・余地	「介護のしごと面接・相談会」は、港区社会福祉協議会・東京都福祉人材センター・ハローワーク品川と共に催している事業です。引き続き連携していくことで人的負担及び経費削減に努めます。		
委託の有無	一部委託	なし 一部委託 全部委託	
委託の内容	<p>②～⑦については、研修の講師派遣から、運営を委託。②から⑥までは、一括契約し、研修会場については、区で確保しています。 ⑦については、会場等も含め、業者に委託しています。 ⑧については、当日の会場設営委託を行っています。</p>		
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	①⑨については、委託の余地はありません。		
事業の課題	<p>②～⑦の事業所向け研修は、介護職員のニーズに即した研修内容となるよう、高齢者相談センターや介護事業者連絡協議会とも連携し続ける必要があります。 「介護のしごと面接・相談会」は、ハローワーク品川と密接に連携を取り、事業の周知を図るとともに、東京都が行っている同様の面接会や施設見学会などの周知も行い、介護人材の確保に努めていますが、雇用主・就労者・就労希望者の相談を具体的に受けながら総合的に雇用の安定を目指す必要があります。</p>		
次年度へ向けた事務の改善点	<p>研修等の実施は受講者の満足度も高く、介護サービスの質の向上に寄与しています。なお、研修の回数及び参加定員については、これまでの実績を踏まえるとともに、研修効果を高めるため、調整ていきます。 「介護(福祉)のしごと面接・相談会」については、介護事業者と就労希望者のマッチングだけでなく、雇用後の相談も含めて検討し、雇用の安定を目指していきます。</p>		

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	4	それぞれの介護事業者を対象とする厚生労働省令等の運営基準に、介護事業者は職員に対し「資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない」とされているので、研修機会をより多く提供するために、区の支援は必要です。
②事業の効果性	4	職層別の研修の実施後のアンケートでは、約85%の人が、今後のサービス提供に生かせる役に立つ内容だったと回答しています。こうしたことから、介護サービス事業者の質の向上が図られています。
③事業の効率性	4	「研修事業等」については、東京都の補助金を活用するとともに、研修を一括で業務委託することで経費の削減に繋げています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	研修の機会を確保することにより、介護の職への定着と、介護サービスの質の向上に寄与し、港区の高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実が図られており、事業の継続が必要です。また、介護サービス事業者説明会によって、事業者が円滑な事業運営ができるよう情報提供を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 「介護(福祉)の仕事面接・相談会」については、介護事業者と就労希望者のマッチングだけでなく、雇用後の相談も行い、雇用の安定を目指していきます。

No	197	平成30年度 港区事務事業評価シート
評価対象		
事務事業名	介護保険サービス利用者負担額助成	開始年度 平成 13 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係	種別 一
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する	
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実	

事業概要	
事業の目的	区の独自制度で、低所得の介護保険サービス利用者に対し、利用者負担の軽減を図ることを目的とします。
事業の対象	次のすべての要件を満たす者 ①本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得及び課税年金収入額の合計が80万円を超える。②世帯の預貯金や国債・株券などの総額が500万円以下 ③住居以外に不動産等の資産を持っていない。④住民税が課税されている親族等に扶養されていない。⑤介護保険料を滞納していない。
事業の概要	住民税非課税世帯であって、対象者の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者が介護サービスを利用した場合、一月の利用者負担額が1万5000円を超え2万4600円以下の部分の1/2の額を助成します。
根拠法令等	港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

事務事業を取り巻く状況等		
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	案内チラシをより分かりやすい表現に見直し、制度の理解促進に努めます。	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	後期高齢者人口の増加に伴い、低所得の要介護・要支援者についても増加が想定されます。 低所得者にとって介護保険サービスの利用料負担の助成制度は今後も必要です。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	杉並区では港区と同じ内容で実施しています。 千代田区や中央区等、他の10区では、港区で実施している「ホームヘルプサービス等利用者負担助成事業」の助成対象サービスを拡大して、低所得者向け負担軽減対策を実施しています。	
コスト削減の工夫・余地	資産要件の厳格化等によるコスト削減の余地はあると考えますが、第7期介護保険事業計画において、所得の低い人への配慮を謳っています。	
委託の有無	なし	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—	
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	広報みなどや冊子「あったかいね！介護保険」等で助成制度を周知していますが、今後一層、分かりやすい制度の周知方法の検討が必要です。	
次年度へ向けた事務の改善点	制度のさらなる認知度向上のため、対象者の生活状況を把握するケアマネジヤーやヘルパーに対し、引き続き周知を図っていきます。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	4	低所得者の負担軽減や必要なサービス利用を担保しており、継続は必要です。
②事業の効果性	4	低所得者の介護保険サービスの利用促進に繋がっています。
③事業の効率性	4	1年に1度の申請で該当する助成金を支給する仕組みとしていることから、一定の効率性を確保しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	当事業により、経済的理由で介護保険サービスの利用をためらう人が、安心して介護保険サービスを利用することができます。より多くの人が安心して介護保険サービスを利用できるよう、周知方法を工夫し継続していきます。				

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No | 198

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	ホームヘルプサービス等利用者負担助成事業	開始年度	平成 18 年度
所 属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	区の独自制度で、訪問介護（ホームヘルプ）などの介護保険サービスを利用する低所得者に対し、利用者負担金の一部を助成することにより、居宅による介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。
事業の対象	次のすべての要件を満たす者 ①本人及び世帯全員が住民税非課税であること。②世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。③住居以外に不動産等の資産を持っていないこと。④住民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。⑤介護保険料を滞納していないこと。
事業の概要	次の対象サービスの利用者負担額を10%から3%に軽減します。 ① 訪問介護、② 訪問看護、③ 訪問型サービス、④ 介護予防訪問看護、⑤ 夜間対応型訪問介護、⑥ 訪問入浴介護、⑦ 介護予防訪問入浴介護、⑧ 訪問リハビリテーション、⑨ 介護予防訪問リハビリテーション、⑩ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
根拠法令等	港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標 1	助成件数（単位：件）			指標 2	助成額（単位：千円）			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
平成28年度	1,680	1,367	81.4%	平成28年度	8,736	7,148	81.8%	平成28年度				
平成29年度	1,500	1,214	80.9%	平成29年度	7,950	6,480	81.5%	平成29年度				
平成30年度	1,440	—	—	平成30年度	7,488	—	—	平成30年度		—	—	—

事業費の状況(単位：千円)

事務事業を取り巻く状況等		
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	案内チラシをより分かりやすい表現に見直し、制度の理解促進に努めます。	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	後期高齢者人口の増加に伴い、低所得の要介護・要支援者についても増加が想定されます。 低所得者にとって介護保険サービスの利用料負担の助成制度は今後も必要です。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	類似の利用料軽減制度を実施している区は、港区を含めて12区（千代田、中央、台東、墨田、渋谷、荒川、江戸川等）。	
コスト削減の工夫・余地	資産要件の厳格化等によるコスト削減の余地はあると考えますが、第7期介護保険事業計画において、所得の低い人への配慮を謳っています。	
委託の有無	なし	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—	
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	広報みなどや冊子「あったかいね！介護保険」等で助成制度を周知していますが、今後一層、分かりやすい制度の周知方法の検討が必要です。	
次年度へ向けた事務の改善点	制度のさらなる認知度向上のため、対象者の生活状況を把握するケアマネジヤーやヘルパーに対し、引き続き周知を図っていきます。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	4	低所得者の負担軽減や必要なサービス利用を担保しており、継続は必要と考えます。
②事業の効果性	4	介護保険サービスの利用促進に繋がっています。
③事業の効率性	4	1年に1度の申請で該当する助成金を支給する仕組みとしていることから、一定の効率性を確保しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	当事業により、経済的理由で介護保険サービスの利用をためらう人が、安心して介護保険サービスを利用することができます。より多くの人が安心して介護保険サービスを利用できるよう、周知方法を工夫し継続していきます。				

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No | 199

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	介護保険高額介護サービス費等資金貸付	開始年度	平成 12 年度
所 属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで自立した地域での生活を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	港区介護保険の被保険者に対し、保険給付が行われるまでの間、高額介護サービス費等資金を貸し付けることにより、必要なサービス等の利用を促進し、被保険者の福祉の増進を図ることを目的とします。
事業の対象	貸し付けの対象となる保険給付：①高額介護サービス費②居宅介護福祉用具購入費③居宅介護住宅改修費④高額介護予防サービス費⑤介護予防福祉用具購入費⑥介護予防住宅改修費
事業の概要	港区の介護保険の被保険者で、次に掲げる要件を備えている場合に、保険給付の支給見込み額の範囲内で貸付を受けることができます。 ①当該被保険者が、上記保険給付を受ける見込みがあること。 ②当該保険給付に係る居宅サービス等に要する費用について、他の法令等の規定による負担が行われないこと。 ③当該被保険者が、居宅サービス計画を作成してあること。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。
根拠法令等	港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例 港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例施行規則

事業の成果

指標	指標 1	助成金額（単位：千円）			指標 2	助成件数（単位：件）			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
平成28年度	45	0	0.0%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度				
平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度				
平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—	—

事業費の状況(単位：千円)

事務事業を取り巻く状況等

前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	本年8月から利用者負担割合が変更になります(1割~3割)。そのため、今年度以降の需要が見込まれます。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	新宿、文京、墨田、目黒、豊島、板橋、江戸川、大田、渋谷、杉並、荒川、足立区等でも実施していますが、いずれも昨年度の実績はありません。	
コスト削減の工夫・余地	—	
委託の有無	なし	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—	
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	介護サービスを利用するにあたり、真に介護サービス利用料の支払いが困難となった時に初めて利用が検討される事業です。そのため現在のところ利用実績がありません。	
次年度へ向けた事務の改善点	窓口や電話での相談に対して、より丁寧な説明で対応します。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	4	高額介護サービス費の支給対象年月が従前より短縮されましたが、介護サービス利用月の翌月に当事業を利用する可能性がゼロではないため、必要最小限の事業として継続します。
②事業の効果性	4	真に介護サービス費利用料の支払いが困難となった人に対して必要となる制度であることから、効果は高いです。
③事業の効率性	4	介護サービスを提供する民間事業者が貸付などを実施することは困難であり、区が行う必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)					
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	当事業を補完する他制度がないため、現時点では事業廃止は考えていません。				
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載					
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載					